

## 近世京都における新地開発の展開に関する研究

—18世紀建仁寺境内を事例として—

主査 日向 進\*<sup>1</sup>

委員 矢ヶ崎善太郎\*<sup>2</sup>, 小出祐子\*<sup>3</sup>,

本研究は、近世京都における都市の拡大を象徴する「新地」開発の意義について、領主による土地経営という視点に立脚し、具体的事例をもって論考するものである。事例としてとりあげた京都建仁寺では、18世紀初頭、伽藍の法堂再建という大事業に着手した。しかし幕府の緊縮財政下にあつて再建資金の調達は難航する。そうしたなかで、年貢徴収権を温存させた同寺境内に残る耕地の開発が、寺領収入の増加につながる手段として重要視されていく。建仁寺が境内全域を18世紀初頭よりわずか半世紀の間に新地として開発するに至った背景には、このように逼塞した寺内の財政状況と、新地開発行為の生み出す利潤に対する認識のあったことが確認できた。

キーワード：1)新地開発, 2)土地経営, 3)建仁寺境内, 4)18世紀, 5)法堂再建,  
6)「建仁寺文書」, 7)『建仁寺参暇日記』, 8)地子, 9)勅化, 10)京都

### ON THE TRANSFORMATION OF FARMLANDS INTO HOUSING LOTS IN KYOTO IN THE EDO PERIOD

—Case Study on the Kennin-Ji Compound in the 18<sup>th</sup> century—

Ch. Susumu Hyuga,

Mem. Zentarō Yagasaki and Yuko Koide

In the beginning of the 18<sup>th</sup> century, KENNIN-JI Temple had planned to rebuild their HATTO (the main hall), and started to realize its plan as the most important project. But it was difficult to raise funds for the reconstruction. Therefore, it was not until 1765 that the ceremony for completion of framework took place. At that time, various steps were taken to raise funds. And making housing lots at their compound was a very available means for KENNIN-JI Temple to increase their revenue. So they intended to raise money on their estate for the reconstruction of HATTO.

#### 1. はじめに

近世京都における「都市化の画期」は、寛文～延宝期(1661～1680)にあるといわれる<sup>1)</sup>。地子赦免地における「都市増殖」によって都市化するすすんでいた京都では、これ以降領主による土地所有と地子上納の支配体系を存続させた洛中周縁部に残る年貢地が都市化の対象となり、地積別に屋地子の課せられた「新地」とよばれる新たな都市域の開発がすすめられていく。

本研究は、近世京都における都市の拡大を象徴するこうした「新地」の開発をとりあげ、その展開について論考するものである。新地開発の目的は、「河原などの不良耕作地を町地に変えることによって地代の増収をねらう」という点にあったことが指摘されており<sup>2)</sup>、これらは寺社などがその領有地においておこなった土地経営の産物としてとらえることができる。したがって開発の背景、及びその展開には個々の事情に基づいた具体的事例をもって検証する必要があるが、領主の側に残された史料の欠損などか

ら、既往の諸研究においてそれらが十分に論じられてきたとはいいがたい。

そのなかで、平成8年度～10年度にわたり関西大学永井規男教授を中心として行われた研究調査<sup>3)</sup>によって、京都東山建仁寺より見出された、17世紀以降明治初頭までの2,000点をこえる文書・絵図類<sup>4)</sup>(以下「建仁寺文書」とする)及び同寺の寺務日記『建仁寺参暇日記<sup>5)</sup>』(以下『参暇日記』とする)は、領主建仁寺によって18世紀に遂行された、同寺境内の宅地開発に関する史料を多数含むことが確認されている<sup>6)</sup>。こうした新出史料に加え、当寺の位置する東山の周辺が、近世京都においてことに活発な新地開発の展開した地域であり、検証するにふさわしい対象であると考え、本研究では建仁寺境内における新地の開発を事例としてとりあげる。

13世紀初頭、鴨川の東域に寺地を得て創建された建仁寺は、その形態からいわゆる「境内系寺院<sup>7)</sup>」と位置付けることができる。具体的には、図2-1で示したように、諸

\*<sup>1</sup> 京都工芸繊維大学 教授

\*<sup>2</sup> 京都工芸繊維大学 助教授

\*<sup>3</sup> 京都工芸繊維大学大学院博士後期課程



開発して成立した 15 町をいう。比較的広大な敷地が開発の対象となったため、区域を南北に二分する松原通を基準に「境内六波羅北畑」「境内六波羅南畑」とする呼称もみられるが、両者に成立時期を反映した差異のないことから、本稿では「六波羅新地」の名称に統一する。

以上のように、近世建仁寺境内に成立した諸町は、

・ 門前町として起立した領域（古・新）

・ 門前裏町として宅地化した領域

・ 百姓請負にあった畑地の開発によって宅地化した領域

の 4 区域に分類される（図 2-1）。領主建仁寺はこれら宅地の地代に関する収益の権限を一元的に有していたが、屋敷地への建家、あるいは町政に関わる訴訟などについては、建仁寺の許可と共に最終的な裁断権を京都町奉行所が掌握していた<sup>17)</sup>。

### 3. 法堂再建の発願

前節でみたように、18 世紀を通じて遂行された新地開発によって、17 世紀末までに残されていた建仁寺境内の耕地はことごとく町地となった。そして境内が次々と町地へと変貌する一方、寺内では法堂（図 3-1）の再建計画がすすめられていた。

建仁 2 年（1202）、栄西によって鴨川の東域に創建された建仁寺は、中世の兵火に罹り堂宇の焼亡を重ねる。近世以前における当寺の伽藍状況について、『京都府寺誌稿<sup>18)</sup>』は文和～延元年中（1352-1360）によく法堂が造営されたことを伝え<sup>19)</sup>、「其後天文火後廃絶セシヲ安国寺恵瓊ハ東福寺第二百二十四世ナルヲ以テ其食堂ヲ寄付シ以テ仮仏殿トセリ 其後百余年合山相議シ今ノ法堂ヲ建築シ仏殿ト兼用シ凡二萬金ヲ費セリ」と記す。また、仏殿について同書は「最初本寺創立ノ時第一ニ造営セシ所也其後応永年間ニ再造シ（略）此後天文ノ火ニ災シ復タ造営スルアタハス 後百数年今ノ法堂ヲ建テ仏殿ト兼用セリ」とする。すなわち天文 21 年（1552）の兵火によって法堂・仏殿を類焼して以降、建仁寺では安国寺恵瓊より寄進された食堂をもって、両者を兼ねた「仮仏殿」としていたとい



図 3-1 『都名所図会』に描かれた建仁寺法堂

うことがいわれている。この「仮仏殿」については明らかでないが、18 世紀初頭の建仁寺に「梁行六間式尺 桁行八間三方庇九尺宛」の規模をもった「仏殿」と称する堂宇が存在したことは、『参暇日記』に控えられた正徳 5 年（1715）12 月 3 日の諸堂間数改によって確認できる<sup>20)</sup>。そして『京都府寺誌稿』にみられる「後百数年今ノ法堂ヲ建テ」という記述が、仏殿を兼ねた伽藍の主要建物として、正徳期に確認できる「仏殿」を建替えるかたちで明和 2 年（1765）に上棟した法堂をさす。現存するこの法堂の再建願が『参暇日記』に初見するのは享保 12 年（1727）8 月のことであるが、そこには「法堂造立容易ニ成就難成（略）大願之事ニ候は初念能々堅固ニ無之候而ハ中々成就致間敷候<sup>21)</sup>」「凡五十年ニも及候は造立成就可仕存候、其内随分精魂ヲ励候は四十年ニも造立相調可申哉<sup>22)</sup>」とあり、法堂再建が一山をかけた半世紀に及ぶ大事業計画であったことがわかる。

このように、建仁寺が発願当初より再建の難航を予期し、長期的計画をとった背景には、当時幕府の経済的支援に依存することがもはや困難な情勢にあったことがあげられる。三浦俊明氏は、幕府による寺社の修復助成が元禄期以降の幕府財政窮乏を背景として抑制、廃止の一途をたどり、ことに建仁寺が法堂再建を発願した享保期には「享保改革の財政政策の一環として、寺社の修復を、基本的には寺社自身の募金活動（略）によって得た資金をもって賄う方策」がとられるようになったことを指摘される<sup>23)</sup>。さらに同氏は寺社自身の募金活動の具体的手段として、「勸化」「開帳」などと共に、寺社修復という名目をもって諸方に貸付けられた名目金貸付という手段の重要性を指摘されているが、法堂の再建を発願した建仁寺においても、資金調達的手段として、利貸活動を中心とした以下のような計画をとることとなった。史料 1 は『参暇日記』に控えられた、建仁寺法堂再建にむけて一山が衆議をもって規定した書付の写である。

#### 史料 1

（『参暇日記』所収、享保 12 年）

今度法堂造立之儀相催候ニ付、一山衆議相定候趣

- 一 法堂造立銀諸塔頭并門前境内ニ七拾八貫五百目借付置候、年々無滞様ニ致シ納下之節は諸光并山中参暇知事出席吟味可有之事
- 一 毎年諸塔頭開祖忌齋会相止、院領高壱石ニ付壱升宛之積リヲ以、齋料常住ニ差出修造料ニ差加可申事（略）
- 一 住持諸役者月俸今年より半減修造料ニ差加可申事
- 一 右諸塔頭門前境内利息銀凡七貫五百目程、塔頭祖忌料四石六斗九升余、此代銀壱石ニ付五拾目和市ニ式百三拾四匁余、住持諸役者月俸半減八木八石七斗三升余、代銀四百三拾六匁余、都合凡八貫百目余ヲ以毎年材木等相調、其外作事料ニ用可申事（略）

史料 1 によると、享保 12 年の段階では門前諸町及び諸

塔頭をあげての合力が要求され、

- ① 建仁寺塔頭及び享保 12 年までに開町していた門前の 16 町へ 78 貫 500 匁の銀子を貸付け、利息銀としてその約 1 割を毎年回収する
- ② 建仁寺塔頭における開祖忌齋会を中止し、諸塔頭はそれぞれ領高の 1% を祖忌料として差し出す
- ③ 建仁寺住持及び諸役者の月俸を半分に減額するという 3 点の施策により、総額 8 貫 100 匁あまりを毎年徴収することで法堂再建に必要な材木及び作事料を得ようと計画していたことがわかる。このうち②の「諸塔頭の領高」に応じた祖忌料が、どういう配分をみせていたのかを示す史料としては、やや時代が遡るが慶長 19 年(1614)の「寺録配当額<sup>24)</sup>」(表 3-1)がある。

表 3-1 建仁寺方丈及び諸塔頭の領高と祖忌料<sup>25)</sup>

(慶長 19 年 3 月晦日「寺録配当額」より作成 単位：石)

塔頭名	領高	祖忌料	%	塔頭名	領高	祖忌料	%
本寺 <sup>26)</sup>	369.241	3.69241	44.87	興善院	1.400	0.01400	0.17
永源庵	47.103	0.47103	5.72	一華院	13.493	0.13493	1.64
興雲庵	4.995	0.04995	0.61	正受院	15.811	0.15811	1.92
祥雲院	1.100	0.01100	0.13	法観寺	1.474	0.01474	0.18
常光院	70.000	0.70000	8.51	久昌院	30.929	0.30929	3.76
清住院	42.652	0.42652	5.18	春松院	14.511	0.14511	1.76
禅居庵	26.534	0.26534	3.22	西来院	31.777	0.31777	3.86
大中庵	4.446	0.04446	0.54	玉璋院	12.373	0.12373	1.50
大統院	13.320	0.13320	1.62	蓋雲院	3.070	0.03070	0.37
福聚院	16.847	0.16847	2.05	大昌院	0.500	0.00500	0.06
普光庵	11.313	0.11313	1.37	從龍軒	0.480	0.00480	0.06
妙喜庵	11.169	0.11169	1.36	玉仙菴	8.970	0.08970	1.09
両足院	4.323	0.04323	0.53	宝福寺	12.896	0.12896	1.57
靈源院	9.000	0.09000	1.09	瑞勝院	0.658	0.00658	0.08
靈洞院	30.750	0.30750	3.74	光澤菴	0.418	0.00418	0.05
定惠院	11.375	0.11375	1.38	計 <sup>27)</sup>	822.928	8.22928	100.00

表 3-1 によると、祖忌料の総額は 8 石 2 斗 3 升あまりとなるが、そこから「本寺」ぶんの 3 石 6 斗 9 升を除くとおよそ 4 石 5 斗 4 升となり、史料 1 の「塔頭祖忌料四石六斗九升余」にほぼ合致する。また「建仁寺文書」に記載された文禄 2 年(1593)より享保 4 年に至る建仁寺の寺領惣高をみると、実際に算出した総計値は若干の変動をみせるものの、史料上に記された総計額は 821 石と一定している<sup>28)</sup>。従って 1 世紀ほどの懸隔はあるが、諸塔頭における領高とそれに応じた祖忌料の配分は、法堂再建の気運の高まった享保期においても慶長期と大差のないものであったと考えられる<sup>29)</sup>。

#### 4. 法堂再建計画の始動

こうして享保 21 年(1736=元文元年) 3 月 22 日、公儀より法堂再建の許可をうけて<sup>30)</sup> 一山の「大願之事」である建仁寺法堂の造立がはじめられた。翌元文 2 年の『参暇日記』には、建仁寺より京都町奉行所へ提出された地形届の内容が控えられており(史料 2)、「去年来、すなわち公儀の認可を得てから時を移さず、法堂の地形工事が着手されたことを明らかにする。

#### 史料 2

(『参暇日記』所収、元文 2 年 9 月 21 日「口上覚」)

当寺本堂建修理奉願御赦免之上、去年来地形築上地築仕候残此節地築仕候二付、御届申上候(略)

ついで延享 4 年(1747)には、法堂建立に必要な材木の保管及び製材のために、桁行 12 間、梁行 6 間の瓦葺材木小屋が法堂建立予定地の南西に建てられることとなった。史料 3 は、建仁寺より京都町奉行所へ提出された材木小屋普請届の写である。

#### 史料 3

(『参暇日記』所収、延享 4 年 6 月 3 日「御届申上候口上書」)

一 当寺本堂建修理之儀、去ル享保廿一年辰三月西御役所え御願申上候処御許容被成下候、然処右材木入并大工普請小屋是迄無御座候二付、此度桁行拾貳間梁行六間之小屋老箇所屋根並瓦葺二仕、則本堂之前未申之方ニ当分建申度奉候間御届申上候(略)

その後明和元年(1764)になると、棟梁坂上豊後は同年 12 月 7 日に柱建の儀式を執行することを建仁寺に願ひ出ている<sup>31)</sup>。そして翌明和 2 年 1 月 26 日、諸方より上棟の賀儀をうけ(表 4-1)、法堂はようやく上棟式を迎える。同年 5 月には「当山法堂再建後堂供養明和二年丙五月朔日月並法事之次落成上堂致修行候<sup>32)</sup>」と『参暇日記』に控えられるように、法堂の落慶供養が執り行われた。

表 4-1 法堂上棟祝として贈られた賀儀進物

(明和 2 年『参暇日記』より作成)

和暦	西暦年月日	差出人	銀高	備考
明和2	1765.1.10	等持院	銀2枚	
明和2	1765.1.26	天龍寺	銀3枚	
明和2	1765.1.26	興聖寺	銀3枚	
明和2	1765.1.26	大村氏	銀2枚	他に酒1斗
明和2	1765.1.26	安井門跡	-	昆布50本、井籠1荷、酒1斗
明和2	1765.1.26	八百屋源七	-	酒5升
明和2	1765.1.26	富田屋源右衛門	-	酒5升
明和2	1765.1.26	八幡屋市兵衛	-	酒3升
明和2	1765.1.26	塩風呂屋利兵衛	-	酒2升
明和2	1765.1.27	東福寺	銀3枚	
明和2	1765.1.27	万寿寺	銀1枚	
明和2	1765.1.28	古門前町組12町	金1両	
明和2	1765.2.1	南禅寺	銀3枚	
明和2	1765.2.1	相国寺	銀3枚	
明和2	1765.2.3	高台寺	銀1枚	他に寺中6ヶ院より金2歩、同役人より金1歩

しかし落慶を迎えてのち、法堂の出来見分が行われるのは、それよりさらに 6 年後、明和 8 年のことである<sup>33)</sup>。表 5-1 は享保 12 年の再建発願を初見史料として、それ以降にみられる建仁寺法堂再建に関する記事を『参暇日記』などから抽出し、再建に至る経緯をまとめたものであるが、発願より上棟を迎え、出来見分をうけるまでには、発願当初懸念されたように資金の調達難からおおよそ半世紀もの歳月を要していることがわかる。公儀より再建の認可を得て、

表 5-1 建仁寺法堂再建に至る経緯

(案文などで宛先・差出の明記されないものについては括弧内に表示)

和暦	西暦年月日	出来事	史料内容 (出典)	宛先	差出
享保12	1727. 8. 13	法堂再建に関する初見史料	法堂造立につき諸塔頭における毎年の開祖譚会の中止、諸役者の月俸を半額に減額するなどの策により、修造の助力金とする(享保12年8月13日『参暇日記』)	(金地院) 性岩・越溪	
享保12	1727	法堂再建の資金調達に関する具体的な規定	法堂造立につき門前諸町及び諸塔頭へ銀子を貸付け、毎年の利息を徴収する、諸塔頭の開祖譚会を中止し、高一石につき一升ずつの割合で齋料を差し出す、諸役者の月俸を半額にするなどの策によって毎年8貫100匁を修造料にあてる(享保12年『参暇日記』「今度法堂造立之儀相催候ニ付一山衆議相定候趣」・史料1)	金地院	(建仁寺)
享保21	1736. 3. 22	公儀より法堂再建許可を得る	「享保二十一年辰三月廿二日、於西御役所本堂普請願之通被仰渡候」(宝暦14年=明和元年3月朔日『参暇日記』)	(松尾左兵衛)	建仁寺役者
元文2	1737. 9. 21	法堂の地形普請届提出	前年より行っている地形普請の残りを継続してとり行うについて届け出る(元文2年9月21日『参暇日記』「口上覚」・史料2)	奉行所	建仁寺定惠院
延享4	1747. 6. 3	法堂材木小屋普請願	法堂建立に必要な材木を収納するために桁行12間梁行6間の瓦葺小屋を一箇所法堂建立予定地の前方、南西の角に普請することの許容願(延享4年6月3日『参暇日記』「御届申上候口上書」・史料3)	奉行所	建仁寺大中庵
寛延3	1750. 8. 21	五山からの銀子寄進	相国寺など五山各寺から法堂再建の寄附金として白銀100両を寄進される(寛延3年8月『相国寺史稿』)		
宝暦8	1758. 8	法堂棟梁職に関する口上書	法堂再建の棟梁職について、このたび坂田弥三兵衛を助棟梁としてほしいとの願(宝暦8年8月「建仁寺文書」51*036「乍恐奉差上口上書」)	建仁寺	坂上豊後
宝暦8	1758. 8. 16	法堂造立工事の着手及び大工の配分	法堂造立は(8月)16日より取り始めることになっているが、やといの大工を使うにあたり、同役喜平次は先輩なので大工人数の6割は喜平次方から、4割は自分の方へ仰せつけてくれるようにとの願(宝暦8年8月14日「建仁寺文書」50*103「乍恐奉願候口上書」)	建仁寺	大工弥惣兵衛
宝暦12	1762. 2. 15	法堂再建費不足につき覆施銀徴収の許容願	法堂造立に関しては先年許可をいただいたが、いまだ銀高300貫不足につき、檀家よりの覆施銀をもって修造の助力とすることの許容願(宝暦12年2月15日『参暇日記』「奉御届申上口上覚」・史料4)	奉行所	建仁寺両足院
宝暦12	1762. 2. 17	覆施銀徴収についての具体的な覚書	覆施銀を徴収するにあたり、信仰の檀家は毎月もよりの塔頭へ寄合ひ、そこで銀子を徴収すること(宝暦12年2月17日『参暇日記』「御尋ニ付奉申上口上覚」・史料5)	(奉行所)	建仁寺両足院
明和元	1764. 9. 16	遠忌の延期	遠忌は法堂建立により来る西の3月5日まで延期のこと(明和元年9月16日『参暇日記』)	建仁寺参暇	
明和元	1764. 11	末派へ修造工費勸化願	末派中へ法堂修造工費の勸化を求める。別紙銀高書付仏殿造立化財数目として洞春寺銀50枚、大通院・妙悟寺・妙玖寺各銀20枚、末派一ヶ寺につき銀5枚ずつ、会下一員につき銀5両ずつあり(明和元年11月『参暇日記』「修造勸化之儀又々願遣書」・史料6)	洞春寺・大通院・妙悟寺・妙玖寺	建仁寺
明和元	1764. 11. 4	妙心寺より金子の贈答	妙心寺より法堂修造の見舞金として贈答された金子100両に対する請書(明和元年12月『参暇日記』)	妙心寺	建仁寺
明和元	1764. 12.	妙心寺より金子の借用	法堂造営のため、妙心寺靈雲庵・東海庵より金300両を5年限りにて借り受けることの証文。利息は月5銖の定めで毎年極月15日に納める(「明和元年12月『参暇日記』「預り申金子之事」・史料8)	妙心寺東海庵・靈雲庵	建仁寺
明和元	1764. 12. 7	法堂立柱式	来る12月7日に祭礼の儀式をもって柱建てることへの許容願(明和元年11月29日『参暇日記』「口上」)	建仁寺	坂上豊後
明和2	1765. 1. 26	法堂上棟	法堂上棟式		
明和2	1765. 5. 1	法堂落慶供養	「当山法堂再建後堂供養明和二年丙五月朔日月並法事之次落成上堂致修行候」(安永3年3月9日『参暇日記』)	(松尾左兵衛)	建仁寺
明和6	1769. 8. 19	法堂瓦葺につき諸末寺へ工費の合力願	法堂は先年普請の過半を終了したが、資金の調達難からいまだ完成には至らずそのうえ屋根部分が破損してきたので今度瓦葺とし、その資金獲得について末派の合力を願う(明和6年8月19日『参暇日記』・史料9)	(末派寺院)	(建仁寺)
明和8	1771. 11. 26	法堂出来見分	「明廿六日其御寺普請出来所為御見分役人中罷越候」(明和8年11月25日『参暇日記』)	建仁寺	松尾左兵衛
安永5	1776. 3. 10	法堂瓦葺資金の合力願	法堂瓦葺についての資金合力願(安永5年3月10日『参暇日記』)		
安永5	1776. 4. 1	法堂瓦葺につき大坂久昌院への資金合力願	仏殿修造後、瓦の調達に難儀し、諸末派及び諸檀家中へ資金調達の合力を願う出ているが、貴院(大坂久昌院)にもその合力を願う(安永5年4月1日『参暇日記』)	大坂久昌院	建仁寺
天明2	1782. 4.	法堂瓦葺につき門前諸町より資金合力	(法堂の)瓦不足につき、資金調達の助力として ①境内在家に死者がでた場合、回向料として銀1両を戒名に添えて地頭へ納めれば、過去帳に記し忌中の回向及び当年の彼岸に施餓鬼供養を行う ②金100疋を地頭へ納めれば過去帳に記し毎年2期の彼岸に施餓鬼供養を永代行うことを提示する(天明2年4月「建仁寺文書」7*017・史料10)		
天明2	1782. 6.	法堂瓦葺につき門前諸町より資金合力	(法堂の)瓦不足につき、銀12貫目を建仁寺古門前・新門前町組18町がひきうけることとなった。については惣銀高を軒割りにし、当年7月より天明7年6月まで5年間記載の古門前4町が責任をもって取集める(天明2年6月「建仁寺文書」50*035「口上書」・史料11)	建仁寺	門前大和町・亀井町・博多町・小松町
文化2	1805. 11. 1	法堂の天井普請がはじまる	11/1の法堂天井普請開始により、東西2間半、南北7間の仮小屋を建てる(文化2年11月1日『参暇日記』)		

早速地形普請を着工したものの、立柱・上棟にいたるまでには四半世紀を費やし、さらにその後は屋根瓦資金の調達に20年近い年月をかけている。その間建仁寺は上棟までに要求された資材調達のための資金と、屋根瓦葺に必要な費用を獲得するために様々な手段をとることとなった。

## 5. 再建事業の難航

### 5.1 法堂上棟までにとられた資金調達の手段

上述したように、法堂再建の発願が『参暇日記』上で初見する享保12年(1727)の段階で示された資金調達の方法は、

- ① 門前諸町・諸塔頭へ銀子を貸付け、毎年その利息銀を回収する
- ② 建仁寺諸塔頭よりそれぞれ領高の1%を祖忌料として徴収する
- ③ 建仁寺住持及び諸役者の月俸を減額する

というものであった。しかしこれらの手段だけでは法堂再建工費として十分な資金を獲得するにいたらず<sup>34)</sup>、史料4にみられるように、宝暦12年(1762)の段階でいまだ300貫もの銀子をあらたに調達する必要があった。『参暇日記』によると、これ以降法堂再建に必要な資金調達のために建仁寺がとった施策には次のようなものがある。

- ① 檀家寄合をひらき、壇施銀として法堂再建費の寄付を募る

建仁寺の檀家となっている家々は、毎月その最寄りの塔頭へ向かい寄合を開き、そこで法堂再建に必要な銀子が集められることとなった(史料4・史料5)。

#### 史料 4<sup>35)</sup>

(『参暇日記』所収、宝暦12年2月15日「奉御届申上口上覚」)  
当寺仏閣修造之儀先年御願申上蒙御許容多年相催候得共、未銀高三百貫目不足仕候、右難及自力御座候ニ付、以檀力仏閣修造仕度奉存候、右壇施銀為集納年中度々檀家寄合仕度奉存候(略)

#### 史料 5<sup>36)</sup>

(『参暇日記』所収、宝暦12年2月17日「御尋ニ付奉申上口上覚」)  
一 檀家寄合申候儀、年中何ヶ程ニ而如何取計候哉と御尋ニ御座候  
此儀は銀高三百貫目不足仕求檀力候儀ニ御座候間、信仰之檀家毎月其もより之院々え少々宛寄合、右銀子相集候儀ニ御座候、曾而かさ高成候儀ニ而は無御座候(略)

- ② 建仁寺末派として散在する末寺よりの勸化

『京都府寺誌稿』は建仁寺の末寺について、同寺が隆盛を極めた応永年間においては「子院末派ノ四方ニ在ルモノ其数モ亦タ多カリナルヘシ」とし、天明8年(1788)には「塔頭末寺合テ百八十ヶ寺」、そして同書の記された明治初頭には「塔頭十五ヶ寺末寺ノ四方ニ散在スルモノ五十七ヶ寺トナレリ」とするが、その正確な末寺数については確証を得ない<sup>37)</sup>。しかし建仁寺より長州末派4ヶ寺へあてた勸化

願(史料6)にみられるように、本寺の法堂再建の勸化を募るにあたって各地に散在していた<sup>38)</sup>末派寺院からの勸化は欠くことのできないものであったと考えられる。

#### 史料 6

(『参暇日記』所収、明和元年11月「修造勸化之儀又々願遣書」)  
(略)仏殿修造之工費自力而已ニ而難致円成候ニ付、従来専控檀力候、依之先而末派中化縁之義御願申入置候処、其後何之御沙汰無之候、此頃土木之費別而夥敷致難渋候間、愈以寄附之儀衆望ニ候(略)

ところが末寺からの勸化はさほど期待すべき結果にはいたらなかった。史料7は『参暇日記』に記載された長州末派4ヶ寺の連署をもって到来した書状の写であるが、それによると法堂再建にむけて末派中へ勸化を要請されたが「窮困之時節」ゆえ、合力が困難なこと、については上棟の時に「些子」、わずかばかりの賀儀を申したいということがいわれている。こうした末派寺院からの消極的な返答を受け、建仁寺はさらに他山からの合力をたのむこととなった。

#### 史料 7<sup>39)</sup>

(『参暇日記』所収、明和元年閏12月)  
(略)先而当地御派下中化縁之儀被仰下其節之返答ニも申上候通、檀越並家中募縁之儀窮困之時節強勸難相成時勢不能才便候故、上梁之上些子之賀表申上度之由御返答仕置候(略)

- ③ 他山からの寄付及び借財

上述した資金調達方法の①および②は、大本山の法堂再建にむけて檀家・末寺からの合力を要請するというものであったが、寛延3年(1750)、建仁寺は法堂再建の寄附金として五山の相国寺、天龍寺からそれぞれ白銀100両の寄進をうける<sup>40)</sup>。また明和元年(1764)には、妙心寺から金100両を寄進され<sup>41)</sup>、さらに300両を5年限、月5銖の利息で借財している。史料8は、『参暇日記』に控えられた、建仁寺より妙心寺へあてた金子借用書の写である。

#### 史料 8

(『参暇日記』所収、明和元年12月)  
預り申金子之事  
一 金子参百両は両本庵祠堂物也、右之金子今般当山法堂造営要用ニ付、預り申処実正也明白也、却勝己丑ノ歳迄五箇年限ニ無相違急度返弁可申候(略)  
花園 東海庵  
靈雲院  
右之利足月五銖之定也、年之極月十五日限ニ相納可申候、以上

上棟までにとられた資金の調達方法は寺院側から得た史料に限るとおおそ上記のようなものであった。こうして不足銀を調達し、法堂は上棟する。しかし上棟を迎えてのちも再建に関わる財政は逼迫し、引き続き諸方の合力を

要請することとなった。

## 5.2 上棟以降にとられた資金調達的手段

明和2年正月、ようやく上棟を迎え、同年5月には落慶供養の儀が執り行われた法堂であるが、それ以降は法堂の屋根瓦を調達するための資金獲得に苦慮していることがうかがえる。

### 史料 9

〔『参暇日記』所収、明和6年8月19日〕

（略）当山法堂先年宮建過半相調候えども費却夥多ニ付未畢其功候、依之金落之手当心懸ケ候えども難相調内屋上年々及破損ニ付、此度瓦致葺蓋候積ニ御座候、是以雜費夥敷寺産力難及故、塔頭諸末派并諸檀越等各々助力相願漸々相調候、依之雖御勞煩之事、貴寺并末派中え此段御願申入候（略）

史料9は、建仁寺より諸末寺へあてた瓦資金合力を要請する通達案文の控である。ここにみられるように、瓦資金の調達にあたり建仁寺は再び末派寺院からの勸化をたのむこととなった。しかし史料7に認められるように、明和元年に窮乏した財政状況を訴え、勸化合力に対して消極的な姿勢をみせた末派寺院が、それよりわずか5年後の勸化要請にどれほどの助力を示し得たのかは疑問である。その後天明期には、境内諸町の合力を要請する史料が散見されるようになる（史料10・史料11）。

### 史料 10<sup>42)</sup>

〔「建仁寺文書」7\*017、天明2年4月〕

- 一 御地頭様瓦不足ニ付、為助力境内在家死去之砌法名書記、為回向料銀老両右戒名ニ相添御地頭様え御納被成下候えは、過去帳ニ写取、忌中七七日之中御回向被成、其年之彼岸ニ施餓鬼被成候事
- 一 志之精靈有之候而金百疋御地頭様へ御納被成下候ハ、過去帳ニ記置年々ニ季彼岸永代施餓鬼御勤被成候事

### 史料 11<sup>43)</sup>

〔「建仁寺文書」50\*035、天明2年6月「口上書」〕

- 一 御地頭様御仏殿瓦不足之儀ニ付、銀高拾貳貫目古門前中前門前中相談之上ニ而御引請惣軒割ニ相定リ、当寅七月より未六月迄五ヶ年之間年ニ六月十一月両度ニ御門前四町え取集、尤当年ハ来ル十一月ニ取集奉差上候  
但シ御境内拾八町惣軒数四百廿老軒役有之、銀高拾貳貫目ヲ老軒役ニ割割拾八匁五分也、尤半期之割ヲ以テ取集申候惣軒数之内三十三軒割銀高九百四拾匁五分は北御門町軒数之銀高軒割之儀ハ不承知ニ付、高御寄付白銀三枚此代百廿九匁奉差上候様可被申候旨、右残銀八百拾老匁五分ハ大和町龜井町博多町小松町四町え引請取集之儀は四町より世話仕、無滞様奉差上候（略）  
御地頭様 当町小松町惣代年寄久兵衛（印）  
御役人中様 (他3町年寄連署)

史料10及び史料11によると、天明期に行われた境内諸町による法堂瓦資金合力には以下の2点がある。

- ① 回向及び施餓鬼供養に対する志納料
- ② 境内古門前町組12町、新門前町組6町が銀12貫目を軒割で負担する

宝暦～明和年間の六波羅新地区域の開発を最後に、建仁寺境内には33の町が形成されていたが、それより十数年を経た天明期において瓦資金合力に関わっていたのは、西門前裏町区域の2町を含む古門前町組と、新門前町組の計18町のみであったことがわかる。六波羅新地に開町した15町がそこに含まれていないのは、この区域が六波羅新地として開町したものの、当時まだ空地がひろがり合力を期待できる「町」として機能していなかったゆえのことであろう<sup>44)</sup>。合力銀12貫の負担は18町の惣軒数421軒役で均等に分担することが決められ、28匁5分／軒役の割をもって、5年間毎年6月と11月の2期にわけ、古門前町組中の記載4町が率先して集金することとなった。ただし史料11にみられるように、古門前町組に含まれる北御門町についてはこうした合力銀の出資を「不承知」としたため<sup>45)</sup>、不足分81匁5分はこれら古門前町組の4町がひきうけるということがいわれている。

以上のように、法堂を再建するにあたり建仁寺はその資金調達に非常な苦勞を強いられることとなった。寛保3年(1743)、東福寺が伽藍修造にあたり幕府の「御免勸化」を得て「山城国中」の勸化を認められ<sup>46)</sup>、寺社奉行連印の勸化状持参のもと広く「御料・私領・寺社領・在町」に対して再建資金の寄進を募ったのに対し、建仁寺の法堂再建にあたってはあくまで末寺及び五山からの募縁にとどまり、幕府の「下賜金」、あるいはその許可を得て「御免勸化」が行われた形跡は認められない<sup>47)</sup>。再建に関する記述が享保12年(1727)の『参暇日記』に初見し、同21年に公儀よりその再建願が許容されて以降、建仁寺では明和2年の上棟を迎えたのちもなお寺院の財政は逼迫し、工事の遅滞する状況が続いていたことが確認できる。

## 6. 新地開発と法堂再建

上述したように、法堂再建の資金調達に苦慮した建仁寺は、諸塔頭および境内諸町よりの合力、末派寺院からの勸化などの策を講じることで資金を調達しようとした。しかし財政に窮乏した状況の中で、こうした「合力」による資金調達的手段だけでは、確実かつ早急に銀子を調達することに限界があったと考えられる。そうした状況を顧みたとき、いまだ不毛な耕地の広がる境内を宅地として開発することは、財政の逼迫を打開する有効な手段となった。

建仁寺境内が18世紀以降領主建仁寺によって開発され、町を形成する時期は、2節でみた②～④グループの3期にわたる。これらのうち、③、④グループに該当する、享保期以降に開発された西門前裏町区域及び六波羅新地区域の開発理由には、それぞれ「(新地開発を)当寺伽藍修造之助力ニ仕<sup>48)</sup>」「法堂建立之儀先達而より段々是迄過半相調候得共、残処之普請未相調、夫故建立之儀手立ニモ可相

成哉と存、被及聞通新地開発之儀公儀相願候処御許容有之候<sup>49)</sup>と記され、両区域における新地開発が法堂再建の手だてになることをみこしての計画であったことがわかる。では、両区域の新地開発は具体的にどうかたちで法堂再建に必要な資金調達に結びついたのであるか。

## 6.1 西門前裏町区域の新地開発

開発前の当区域は、建仁寺門前諸町の町裏にあたる狭隘な藪地であった<sup>50)</sup>。当区域が実際に宅地造成を目的とした整備をうけるのは、法堂再建の発願が史料に初見して以来4年を経た享保16年(1731)以降のことであるが、それに先だつ同5年10月、洛中「今出川室町西へ入町」の清水屋庄三郎なる人物<sup>51)</sup>より当区域の開発願が建仁寺方へ提出されている(史料12)。後述するようにこの計画は実現にはいたらなかったが、新地開発によって得る利益を考察する手がかりとなる、興味深い提案がなされている。

### 6.1.1) 清水屋庄三郎による新地開発願

#### 史料12

(「建仁寺文書」50\*007「西門前両町裏地新家願之一件<sup>52)</sup>」所収、  
享保5年10月「奉願候口上書」)

- 一 私義西御門前上之町同下之町え商売之儀ニ付心易出入仕者ニ而御座候、右両町裏藪地并空地之分凡千六百坪余之場所町裏建足ニ仕(略)通り筋ヲ付借屋等ニ致シ申度奉存候、右両町え之相談仕候処、両方共何之障も無御座候間、被仰付被下候様ニ奉願候
- 一 右願之通被仰付被下候えは、助成も御座候間賀茂川筋二条仮橋永々私方より懸ケ引修復等可仕旨、御公儀様え差上候願書ニ相認申候、右仮橋之儀は以来御地頭様并両町へ少も相懸り候儀無御座候
- 一 右願之儀御許容被下候は私方より御公儀表御願可申上候、願之儀相叶候以後、右裏地御支配之儀如何様共御地頭様より被仰付候通違背仕間敷候、以上

今出川室町西へ入町

享保五年庚子十月

清水屋庄三郎

建仁寺御役者様

享保5年の「西門前両町裏地新家願之一件」には清水屋庄三郎が当区域の新地開発をすすめるにあたっての具体的な計画案が示されている。史料12に記されるように、建仁寺門前町の裏地にあたる当区域の開発に際し、彼はまず領主建仁寺に開発の許可を得、その後公儀へ願い出て最終的な開発の赦免を得ることが要求された。史料13は庄三郎が開発の許容を建仁寺から得て、公儀へ願い出るにあたっての請書であるが、開発によって彼の見込み得る利とはどれほどのものであったのだろうか。

#### 史料13

(「建仁寺文書」50\*007「西門前両町裏地新家願之一件」所収、  
享保5年10月「御請合申一札之事」)

- 一 此度御門前裏地之儀御願申上候処、聞召被届難有奉存候、依之御公儀様え御願可申上候、右願相叶候は、蛭子宮より南谷川迄凡千六百坪之所、道筋并御用地百坪引残之分、売坪ニ付新銀拾貳匁五分宛御売渡被成次第為労料可被下旨難在奉存候
- 一 蛭子宮より北団栗岡子迄裏地東西八間ニ南北百拾間余之所、諸式入用等不残私方より仕、為冥加銀新金七拾五兩願相叶次第早速差上可申候、右蛭子宮より北裏地之分、売出銀ハ私方え可被下旨御相對仕候事、尤右場所も御支配之儀は如何様共被仰付候通違背仕間敷候(略)

今出川室町西へ入町

享保五年庚子十月

願人 清水屋庄三郎

建仁寺御役者様

史料13によると、宅地として開発した当区域を分譲するにあたり、彼は予定地を南北2ブロックに分割し、それぞれについて異なった規定を行っている。一方については、道筋と公儀御用地100坪を差し引いた部分1,500坪を対象とし、開発した敷地に申請者がつくごとに1坪あたり12匁5分の代金を労料として受け取ることで合意している。またもう一方については、土地の「売出銀」、すなわち造成した宅地各筆に課せられる地口銀を全額同人が収取するとしている。後者については「諸式入用等不残私方より仕」と、すべて自身の負担により開発を行うとしているので、両ブロックにおける開発負担の差異が分譲にあたっての所得に反映したものと考えられよう。具体的に彼の得る利を検討すると、まず、当区域が実際に開発された享保19年(1734)頃にはおよそ坪単価40~65匁に地口銀が設定されている<sup>53)</sup>から、仮に平均55匁の坪単価とし、土地がすべて分譲された場合、庄三郎が得る金額は1500坪×12匁5分+8間×110間×55匁=67貫150匁となる。また、開発に先がけて彼が「冥加銀」として建仁寺に献上した75両は、金1両を銀60匁と換算すると4貫500匁となる。新地開発にあたって彼の提示した、二条仮橋の架橋及び修復を自身が永代引請けるなどの代償や、実際の開発にかかるであろう費用については定かでないが、残額約62貫650匁からそれらをひいてなお余りある利益を当区域開発にみていたということは十分に考えられる。さらに前掲の史料12及び史料13にみられるように、開発した土地の「支配」権は建仁寺にあり、それについて「如何様共被仰付候通違背仕間敷候」ことがいわれているが、この「冥加銀」が史料12のいう「借屋等」の経営権をも含んだものであったとすると、土地を分譲した後もなお恒常的に収入の確保を見込んでいた可能性も指摘できる<sup>54)</sup>。

### 6.1.2) 建仁寺による新地開発

上述した清水屋庄三郎による享保5年の開発計画は、実現に向けて着々と進められた。『月堂見聞集』享保8年10月条には「建仁寺町と宮川町通之際、どんぐりの辻子より

下へ三町程空地有之、此处新屋敷建候事願之者在之、唯今迄は兩町として借り置、土蔵或は小座敷建候故、所によりて空地と見えず候、どんぐりの辻子より入口明き候て、兩側に新屋敷建申候由」とあるが、文中の「新屋敷建候事願之者」は清水屋庄三郎をさすものと考えられよう。しかし享保8年(1723)、開発予定地となっていた西門前裏町区域は御用地として公儀に召し上げられる<sup>55)</sup>。それに伴い、庄三郎の開発計画も頓挫することとなった。そしてその2年後、領主建仁寺の懇望により当区域が改めて同寺の領地として下げ渡され、今度は建仁寺が願主となって開発計画を再開させる。ところが享保15年2月の時点では、御用地差し戻しから間もなく、時期尚早であるとのことで、開発の願は町奉行所より棄却される<sup>56)</sup>。しかしこの段階になると建仁寺にとって当区域の新地開発は、享保12年には既に構想のあった法堂再建のための一手段としてとらえられており、開発の認可をかり得るために改めて段階をふんだ周到な計画がとられた。

まず願いが棄却された翌享保16年9月、建仁寺は町裏藪地の水吐改良という名目で新道敷設と溝筋の整備願を提出する。その許容を得て翌17年新道敷設が完成してのち、同年3月になってようやく町裏を建家続きとすることを奉行所へ願ひ出るにいたった。また、当区域には先にみた庄三郎の例以外にも、開発請負を志願する町人が数多くいたことが記されるが、建仁寺は開発に利を求める他者の介入をおさえこみ、当区域の開発及び土地収益の占有権を確保しようとしていたことがうかがえる。史料14は、西門前裏町区域の開発請負に関して第三者の割り込みを危惧した建仁寺が、開発権は領主建仁寺にあり、その請負権をめぐって訴訟となった場合は公儀へ建仁寺の権利を保障してくれるよう金地院へ要請した覚書である。

#### 史料 14

(『参暇日記』所収、享保16年11月「覚」)

当寺西門前町裏新道御願申上場所に荒川屋喜兵衛と申者建立シ家仕度儀御願申上候様ニ承候、此地面之儀は門前兩町之者共銘々買得仕来候敷地ニ而御座候事左様之儀も不存、外より建足シ家之儀喜兵衛ニ不限先年より請負之儀相願候者多候えは、何方にも相談不仕候、萬一請負人に被為仰付候は当寺之料簡も不承、我意ニ致支配門前之者共難儀仕、其上当寺伽藍修造之助力ニ仕度本願も不相立、此地面後々可及難渋と無心元奉存候ニ付、新道之儀御願申上敷地之者共道筋之地面当寺え差出候故、相応之救銀等遣シ新道筋開発仕候、然処又々他所より建足シ請負申度旨御願申上候(略)建足シ家之儀被為仰付候は当寺え直ニ御許容被下候様願敷奉存候(略)

## 6.2 六波羅新地区域の開発

宝暦13年(1763)と明和4年(1767)の2期にわたって開発をうけた六波羅新地区域では、新地の開発が西門前裏町区域とはまた異なるかたちで法堂再建に必要な資金調達手段となっていたことが確認できる。

法堂再建を遂行するには、当時早急に寺の収益を増大させる必要があった。そして新地を開発することは、そこから得る地子の収入増加、地口銀の上納により収益の増収に直接結びつくものであるが、さらに興味深いことには、新地開発によって広大な宅地となった六波羅新地の地面は、他所より法堂再建資金を借入するための担保物件としての価値をもつこととなった。

#### 史料 15

(「建仁寺文書」42\*011「売渡申畑地之事」)

一 当寺領六波羅野南畑北畑別紙絵図之通坪数合老万何千坪之地面此度新家建御願申公儀御許容相済当時開発地面也、然処当山伽藍修造入用ニ付、銀高百五十貫目ニ而貴山え売渡申所実正也、尤右地面老坪ニ付拾五匁宛ニ地口銀高凡式百何拾貫目之積り也、地面望入次第從此方致支配遣可申候、且又右本銀百五十貫目当年より五ヶ年之間ニ相立候ハ、此地面此方へ御返弁可被成相对也、万一及遲滞候ハ、右地面永代貴山御支配可被成候(略)

建仁寺境内に形成された町地では、開発された地面を申し請けるにあたり、願人はその屋敷地の坪数に応じて定められた「地口銀」と毎年の屋敷地を領主建仁寺に銀納することが要求された。史料15によると、建仁寺は宅地から徴収する地口銀の収益に着目し、六波羅新地において1万余坪の土地に坪あたり15匁の地口銀収入をあてこみ、開発した新地を総額150貫に値する担保として、法堂再建の資金を借入することを企てた。なお、これは案文とみえ、記された年月日も文中の「貴山」がどこを指すのかについても不明である。また実際このように六波羅新地を担保として他山より銀子を借用したか否かについても他に史料がなく明確ではないが、建仁寺が開発した新地を借財のための担保物件としてとらえていたことは事実であろう。この150貫という借財は、宝暦12年に「不足仕候」とされた銀高300貫の半分を補う、法堂造立の資金として欠くことのできない額であったと思われる。

## 7. まとめ

度重なる兵火に堂宇を焼亡した建仁寺にとって、18世紀における法堂の再建は、近世をむかえての一大事業であったといえる。しかし、発願当初より半世紀にわたる長期的事業としてとらえられていたことからわかるとおり、大願が成就するまでの状況は決して容易なものではなかった。当時幕府による修復助成の下賜金を期待することはもはやかなわず、逼迫した財政状況は地方に点在する末派寺院にも及び、末寺の勸化収益に依存することも困難な状態にあった。そのため、建仁寺では法堂の再建に必要な資金を得るにあたって苦勞を重ね、史料上で初見する享保12年の再建発願以降、明和2年の落慶を迎えてもなお屋根瓦調達資金に苦慮し、およそ半世紀以上にわたって諸方の資

金合力を要請することとなった。他山からの借財、諸塔頭・門前諸町及び檀家からの布施などが大本山建仁寺の法堂再建資金として投入された結果、再建に関わる資金は『京都府寺誌稿』に「凡二萬金ヲ費セリ」と記されるまでに至る。そのなかで、年貢徴収権を温存させたまま、境内に残る耕地を「新地」とよばれる宅地として開発することは、長期的な収入の増加を見込むことができるだけでなく、開発した新地が広大なものであれば、まとまった額を早急に借入するための担保物件となりうるという点でも有効な手段であった。それゆえ開発した新地には他者の介入を防ぎ、その地代収益に関する領主の占有権を公儀へ主張する必要があった。建仁寺が18世紀初頭よりわずか半世紀の間にこのように急速な寺領の新地開発を行った背景には、一山の「大願之事」であった法堂再建のために、必要な資金を早急に自力で調達する必要にせまられていたという事情があったものと考えられる。

#### <注>

- 1) 土本俊和「近世京都の拡大過程に関する編年」建築史学, No.25, pp.130~156, 1995.9
- 2) 土本俊和「京の新地と再開発」(高橋康夫・吉田伸之・宮本雅明・伊藤毅編『図集日本都市史』所収, pp.210~211, 東京大学出版会, 1993.9)
- 3) 科学研究費補助金基盤B課題番号08305028
- 4) 建仁寺蔵。前掲注3)の研究調査により、マイクロフィルムに撮影されている。
- 5) 宝永3年(1706)~明治6年(一部欠損)、建仁寺蔵。前掲注3)の研究調査により、マイクロフィルムに撮影されている。
- 6) 永井規男『近世東山の景観構成諸要素に関する文献的研究 平成8年度~平成10年度科学研究費補助金研究成果報告書』1999.4
- 7) 伊藤毅氏は中世後期の京都における寺院の存在形態として「境内系寺院」と「寺内系寺院」という2つの類型を定義し、前者について「塀や門によって閉ざされた聖域(「寺内」)の周縁に耕地・在家さらには門前町・境内村落を付属させ、全体として同心円上の有機的なまとまり(「境内」)を形成するタイプ」とする(伊藤毅「中世都市と寺院」高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門1空間』所収, 東京大学出版会, 1989.11)。
- 8) 領域を示す「寺内」「境内」という呼称は、時代及び各寺院によって様々な義を持ち、両語がほぼ同義の領域を示す事例も指摘されている(前掲注7))。建仁寺では、主要伽藍を圍繞する諸塔頭とそれによって囲まれた内部領域を「寺内」、寺内周辺に位置する寺領を「境内」と称していることが18世紀以降の「建仁寺文書」及び絵図より確認できることから、本稿では上記の定義によって考察をすすめる。
- 9) 18世紀における当地区の新地開発については日向進・小出祐子「近世における建仁寺門前地区の開発—18世紀の新地開発—」(前掲注6)所収)などがある。
- 10) 当地域に課せられていた開発前の畑地子に対して、屋地子がどれほどの割増で設定されたかについては明らかでないが、当地域近隣の河原地区において新地開発をひきうけた葉屋(関口)清左衛門が同

地の屋地子について「是近之畑年貢之高ニ一倍増之地子年貢ニ御許容被下度候」(『参暇日記』所収, 宝暦10年11月)と記されている状況を見ると、およそ2倍近いものであったと推定される。

- 11) 小出祐子「近世京都における新地開発について—18世紀建仁寺門前地区を事例として—」日本建築学会計画系論文集, No.532, pp.209~214, 2000.6
- 12) 明和2年に上棟されたこの法堂が仏殿を兼ねていたことから『京都府の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書』(京都府教育委員会, 1983.3)などでは仏殿と記されるが、再建当時の経過を記す史料『参暇日記』及び「建仁寺文書」のなかでは「法堂」の名称が主にとられていることから、本稿においては「法堂」に呼称を統一する。
- 13) 永井規男「建仁寺寺地全図と近世建仁寺の景観」平成9年度日本建築学会近畿支部研究報告集, pp.809~812, 1997.7
- 14) 図2-1右の塔頭配置図は、建仁寺に所蔵される絵図より書き起こしたものである。図の作成年月日は不詳であるが、前掲注13)で永井氏の紹介された絵図と描かれた寺内の状況も一致(明和2年上棟の法堂及び明和7年(1770)9月に普請願の提出された役人小屋の描写、塔頭の位置および名称など)することから、それとほぼ同時代の18世紀後半に描かれたものと考えられる。
- 15) 永井規男「建仁寺西側の門前町」(前掲注6)所収)、同「建仁寺門前の大工について」1999年度日本建築学会大会学術講演梗概集F-2, pp.47~48, 1999.9
- 16) 「延享年中以来新建家地面ニ相願御免被成候年月町々願主名前」(「荻野家文書」京都市歴史資料館蔵)は、六波羅新地区において宝暦13年には北畑の6,860坪余と南畑の8,629坪の計15,489坪が、明和4年にはさらに南畑4,489坪6分が町地として赦免されたことを記す。
- 17) 境内33町の諸町すべてが開町した後はこれら33町年寄連印のうえで「御境内町々裏借家等迄新規建家又は建継等仕候節は絵図面を以(建仁寺役人へ:筆者注)御伺申上、無別条候ハハ御公儀様へ御願可申上候(略)惣而御公儀様へ御訴申上候儀は勿論又は随時御役所へ罷出候節ハ不依何事(建仁寺役人へ:筆者注)御届御断申上候事(略)」(「建仁寺文書」5\*047, 文化12年8月「一札」)と建仁寺役人へ宛てた文書がみられる。
- 18) 『京都府寺誌稿 建仁寺一』明治26年6月, 京都府立総合資料館蔵
- 19) 法堂の造営について同書は「初其基地ノミニシテ久シク建築セサリシカ 文和延文ノ際佛観禪師住山ノ時初メテ之ヲ建営シ拈華堂ト号ス」と記す。
- 20) 『参暇日記』は京都町奉行所の「寺社方之社堂舎間数書付」入用によって中井主水の命により正徳5年12月3日に行われた建仁寺諸堂間数改の書付写を記載するが、そこには「惣門」「方丈」などと共に、「一仏殿 梁行六間貳尺 桁行八間三方庇九尺宛」とある。
- 21) 『参暇日記』所収, 享保12年8月13日。建仁寺法堂再建にむけ、金地院へ提出する書付案の控。
- 22) 『参暇日記』所収, 享保12年8月28日「口上之覚」。建仁寺法堂再建にむけ、金地院へ提出した一山衆議による書付写。
- 23) 三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究—近世庶民金融市場の展開と世直し騒動—』吉川弘文館, 1983.2 前掲注18)に所載される。
- 24) 祖忌料は史料1)により、領高の1%として算出した。
- 25)

- 26) 「本寺」には、①本寺 147.169 ②妙光寺 14.67 ③護国院 16.799 ④碩学科 190.576 (石)の合計額が記される。
- 27) 同史料には寺領高合計として 821 石とあり、実際の値と若干の誤差をみせる。
- 28) 「建仁寺文書」によって山城国中に散在する建仁寺領高の総計を実際に算出すると、文禄 2 年には 821.06 石(「建仁寺文書」51\*014, 文禄 2 年(1593)9 月 13 日「知行方目録」)、元禄 11 年(1698)には 847.0066 石(「建仁寺文書」51\*012, 「覚」)。元禄十一年戊寅四月石川主殿頭殿え遣ス控帳とあり)、享保 4 年(1719)2 月には 818.0388 石(「建仁寺文書」51\*019, 享保 4 年 2 月「建仁寺地郡付并寺領村方吟味之覚」)となるが、各史料とも総計額を 821 石と明記する。
- 29) ただし当寺の塔頭は近世を通じて興亡をみせるため、史料 1 のいう「諸塔頭」が表 3-1 の慶長期の塔頭にすべて該当するわけではない。
- 30) 『参暇日記』には雑色松尾左兵衛より建仁寺にあてた「堂之普請被成候由東西何れの御役所えいつ頃御願被成御免被成候哉」という書状に対する建仁寺の返答として「享保二十一年辰三月廿二日於西御役所本堂普請願之通被仰渡候」とする宝暦 14 年(=明和元年)3 月朔日付の書付が記載される。
- 31) 明和元年 11 月 29 日、棟梁坂上豊後より建仁寺に提出された「口上」写(『参暇日記』所収)には「十二月七日右以祭礼儀式柱建仕度奉存候」とある。
- 32) 安永 3 年 3 月 9 日『参暇日記』。同月 8 日、「(略)法堂再建供養有無之儀御尋申入候処、被仰聞之趣致承知候、併右供養之年月不相分候間明九日中二年月御書付私宅へ御返事被仰聞可被下候(略)」と、法堂の落慶供養を行った年月日を問う雑色松尾左兵衛よりの書状に対する建仁寺の返答。
- 33) 『参暇日記』明和 8 年 11 月 25 日条には「(雑色)松尾(左兵衛)より手紙罷来如左」として、「明廿六日其御寺普請出来所為御見分役人中罷越候間左様心得可被成候(略)」という通達控が記される。
- 34) 例えば天明 4 年 4 月に境内下柳町から建仁寺へ提出された「御断書」(「建仁寺文書」11\*071)には「廿五年以前当町役割形二而御地頭様御祠堂銀之内銀高式費五百目借受罷在之趣此度被仰渡候二付、当時町役之者共平町人之内ニモ右証文差上候出入存居候は一人も無御座候(略)右証文之吟味も未得不仕候、此後町分も尚又得と相礼見申度奉存候(略)御憐悲之上暫之内右証文之義御延行成被下度奉願上候」とあり、建仁寺は法堂再建に苦慮していた宝暦 9 年頃下柳町に貸付けた銀子 2 貫 500 匁の返済を督促している。しかし下柳町はわずか 25 年前のことに對し、現在その一件を知る者は誰もいないと返済の延引を願い出ており、享保 12 年の段階で図られた「境内門前諸町に銀子を貸付け、利息を毎年回収する」という資金調達計画が順調にいかなかったことをうかがわせる。
- 35) 建仁寺より京都町奉行所へ提出した檀家寄合開催に関する届の写。
- 36) 史料 4 の書付を奉行所へ提出した際、文中の「檀家寄合」の内容について質問されたことに対する建仁寺の返答書写。
- 37) 例えば『京都府寺誌稿』(前掲注 18)が明治初頭における建仁寺末寺数を山城 10ヶ寺とするのに対し、『明治三年社寺録 五山派並大寺之部』(京都府立総合資料館蔵)は、明治元年 12 月付で山城国における建仁寺末寺として 32ヶ寺(他に十刹、附庸各一寺)の寺名をあげ、両書で寺数の不一致をみせる。
- 38) 『京都府寺誌稿』(前掲注 18)は明治初頭における建仁寺末寺 57ヶ寺の分布について、山城 10, 近江 5, 若狭 7, 丹後 2, 備中 2, 長門 15, 周防 7, 豊後 7, 肥前 2 とし、末寺が西日本一帯に分布していたことを記す。
- 39) 長州末派 4ヶ寺より建仁寺へあてた書状の写。史料 6 にみられる勸化合力要請に対する返答書か。
- 40) 「相國寺史稿 十七」(『相國寺史料』第五卷所収, 思文閣出版, 1989.2)寛延 3 年 8 月条。万寿寺, 南禅寺が同様に白銀を寄進したという史料はみられず、両寺については定かでないが、東福寺は同史料の寛延 3 年 8 月 16 日条に「東福者、開祖彼山へ御住山も被成候得者、少々御心持も入可申哉」とあるように、東福寺開祖円爾弁円が建仁寺に住山していたという縁ゆえに 100 両に加え額を増分して寄進した可能性がある。
- 41) 明和元年 11 月 4 日『参暇日記』は妙心寺より寄進された 100 両について同日付の請取書写を記載する。
- 42) 差出人としてはただ「町」と記され、宛先も記載はないが、端裏に古門前町組の「亀井町」の町名が記される。法堂瓦不足に対する合力として建仁寺より通達された触を亀井町が写し取ったものか。
- 43) 建仁寺古門前町組の 4 町年寄より建仁寺役人へあてた口上書。
- 44) 明和 4 年に開町した六波羅南畑の 3 町は、文化 10 年(1813)9 月建仁寺絵図「六波羅野南畑町地絵図」によって開発後半世紀近くを経た文化年間においてもなお大部分がいまだ建家のみえない状況にあったことが確認できる。さらに当区域を構成する東奥善町について「覚」(「建仁寺文書」50\*077, 年月日不詳)は「(略)戌年(=文化 11 年:筆者注)迄ハ右東奥善町ニ建家壺ヶ所も無之」とする。「建仁寺門前北御門町一件公儀江差出口上書写」(「建仁寺文書」13\*046)によると、北御門町は永禄 7 年(1564)以来、建仁寺塔頭栖芳院へ地子を納めていたが、その後天正 3 年(1575)栖芳院の住持鉄叟が南禅寺楞嚴壇の旧地に塔頭楞嚴院を開基し移住するにあたり、北御門町の地子を南禅寺へ持っていくことになった。以来元文 5 年に至るまで、北御門町では地子を南禅寺楞嚴院へ納め、同町の支配に関しては建仁寺が行うというかたちをとっている。このように、建仁寺と南禅寺、両山の干渉をうけていたことが、北御門町の「法堂再建合力銀出資の不承知」という姿勢をとる背景にあったと考えられる。また、一つの町で地子の納入先と町の支配が異なる事例については同文書に「地子は当寺(=建仁寺:筆者注)え相納、他所より支配有之所々近所ニモ例有之候」とあり、特殊な事例ではなかったことをうかがわせる。
- 45) 東福寺の行った「御免勸化」について「相國寺史稿 十七」(『相國寺史料』第五卷所収, 思文閣出版, 1989.2)寛保 3 年 8 月 2 日条には同年 3 月の触として「東福寺、伽藍及大破候付、修復為助力、山城國中勸化御免、寺社奉行連印之勸化状持参、当亥(寛保 3 年:筆者注)六月より、同十二月迄、御料・私領・寺社領・在町、可致巡行候間、志之輩者、物之多少ニよらず、可致寄進候、御料者御代官、私領者領主・地頭より可申渡候」とあり、御免勸化を得て広く修復資金を募ったことがわかる。
- 47) 鈴木良明氏は寺社修復の一助として幕府の行った「御免勸化」について「寺社修復の助力として寺社奉行連印の勸化状を持参し、諸国を巡行して喜捨を

集める方式であった」とされ、その許可基準が各寺の徳川家に関わる由緒、及び寺格の高さにあったことを指摘される（鈴木良明『近世仏教と勸化－募縁活動と地域社会の研究－』岩田書院、1996.8）。また鈴木氏は宝暦7年5月の通達によって御免勸化が「自力で修復ができない場合にのみその寺社の格合を以て」許可されたとの見解をみせる。建仁寺では発願当初から半世紀という長期的な再建計画をたてており、大破による修復といったさしせまった事情になかったことが「御免勸化」の行われなかった事由として考えられる。

- 48) 「奉願口上之覚」(『参暇日記』所収、享保15年2月)。建仁寺より京都町奉行所へあてた西門前裏町区域開発許可願の写。
- 49) 六波羅新地区域開発に関して建仁寺が境内に達した口上(『参暇日記』所収、宝暦13年10月1日)。
- 50) 享保15年2月「奉願口上之覚」(前掲注48)によると当区域は「近年竹藪悉枯、荒地ニ罷成、四方町裏ニ而無用心ニ御座候その上門前筋水吐悪敷、雨天の節は別して難儀仕候」とされ、建仁寺町通と宮川筋通りに沿って町家が櫛比するその奥の裏地がさびれた無用心な土地であったことがわかる。
- 51) 「清水屋庄三郎」がどのような人物であったのかについては判然としないが、「今出川室町西へ入町」に在し、当地へ商売柄心易く出入りしていた(史料12)ということから、洛中上京においてなんらかの商売を営んでいたことがわかる。
- 52) 表書に「享保五年庚子十月 西門前両町裏地新家願之一件 村方慈範控」とあり、冊子体をとる。清水屋庄三郎の新地開発願についての、建仁寺方丈家来村方慈範方の控であろう。
- 53) 前掲注11)。地口銀は新門前区域が坪当たり70匁、西門前裏町区域が40~65匁、そして六波羅新地区域が18匁の設定でそれぞれ上納されていた。
- 54) 光井涉氏は浅草寺境内の近世中期以降の開発形態として「境内地借家」をとりあげ、町人が寺院境内地において行った借家経営のあり方として、寺院から土地を借り、その土地に出資して家作を行い、得られる家賃から寺院への地代を差引いた分を純収益とする自立的経営者としての立場の他、借家管理、さらには借家への新規居住者斡旋業など、借家をめぐる様々な経営形態の存在を指摘される(光井涉「近世中期以降における都市内寺院境内の変容－江戸浅草寺子院境内の土地経営－」『年報都市史研究』No.4, pp.52~74, 山川出版社, 1996.10)。建仁寺西門前裏町の事例は浅草寺とは異なり、境内での建設行為に奉行所の認可を必要とする外的抑制の下にあったが、近世寺院境内地における借家経営に対する認識の高まりをここにもうかがうことができる。
- 55) 享保15年2月「奉願口上之覚」(前掲注48)には「当寺西門前両町裏地、享保八卯年 御用地ニ被為召上候ニ付、一山御歎申上候処、被為聞召届御吟味之上、同十巳年前々之通御指返被為下、難有仕合奉存候」とあるのみで、開発計画のすすめられていた当区域がなぜ享保8年の段階で公儀の御用地として召し上げられたのかについては判然としない。
- 56) 『参暇日記』は享保15年2月に建仁寺が奉行所へ願い出た当区域の開発について、同月21日、京都西町奉行所へ建仁寺役者が呼び寄せられ、「一旦被召上候地面候得共、願候上被指返候間も無之ニ、又候やケ様之願不成筋ニ候、依之絵図願書差返候、乍然時節モ可有之旨」と願いの棄却を言い渡されたこ

とを記す。

#### <参考文献>

- 1) 土本俊和：近世京都の拡大過程に関する編年，建築史学，No.25，pp.130~156，1995.9
- 2) 永井規男：近世東山の景観構成諸要素に関する文献的研究 平成8年度~平成10年度科学研究費補助金研究成果報告書，1999.4
- 3) 高橋康夫・吉田伸之編：日本都市史入門Ⅰ 空間，東京大学出版会，1989.11
- 4) 小出祐子：近世京都における新地開発について－18世紀建仁寺門前地区を事例として－，日本建築学会計画系論文集，No.532，pp.209~214，2000.6
- 5) 京都府教育委員会：京都府の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書，1983.3
- 6) 永井規男：建仁寺寺地全図と近世建仁寺の景観，平成9年度日本建築学会近畿支部研究報告集，pp.809~812，1997.7
- 7) 三浦俊明：近世寺社名目金の史的研究－近世庶民金融市場の展開と世直し騒動－，吉川弘文館，1983.2
- 8) 相國寺史料，第五巻，思文閣出版，1989.2
- 9) 鈴木良明：近世仏教と勸化－募縁活動と地域社会の研究－，岩田書院，1996.8
- 10) 光井涉：近世中期以降における都市内寺院境内の変容－江戸浅草寺子院境内の土地経営－，年報都市史研究，No.4，pp.52~74，山川出版社，1996.10
- 11) 高橋康夫・吉田伸之・宮本雅明・伊藤毅：図集日本都市史，東京大学出版会，1993.9

#### <付記>

本稿は、以下の誌面に収録された本研究における成果の一部をもとに、加筆・修正を加えたものである。

小出祐子：明和2年における建仁寺法堂と境内の開発について，日本建築学会計画系論文集，No.543，pp.259~266，2001.5